

後期高齢者医療制度に関するお知らせ



10月1日から有効の新しい被保険者証を9月にお送りします

- ◆ 10月から始まる後期高齢者医療制度の窓口負担割合の変更に伴い、現在、後期高齢者医療制度に加入しておられる方全員の被保険者証が新しくなります。9月中に簡易書留郵便で発送します。
- ◆ 新しい被保険者証の有効期限は、10月1日から令和5年7月31日となります。
- ◆ 10月1日からは、今お持ちの被保険者証は使えません。病院や薬局などで提示するときは、有効期限をお確かめください。

交付年月日 令和〇年〇月〇日

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 令和〇年〇月〇日

被保険者番号 01234567

住 居 大津市及町丁目3番29号

氏 名 広城 太郎

性 別 男

一部負担金の割合 割

生 年 月 日 昭和 8年 4月 1日

資格取得年月日 平成20年 4月 1日

発 効 期 日 平成20年 4月 1日

被 保 険 者 番 号 39252010

保 険 者 名 滋賀県後期高齢者医療広域連合

1割割り(満額)

氏 名	コウイキ タロウ 広城 太郎
被 保 険 者 番 号	01234567
一 部 負 担 金 割 合	<input type="radio"/> 割
有 効 期 限	令和 5年 7月 31日

クリーム色になります

窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

- ◆ 現在1割負担の方のうち一定以上の所得がある方は、医療費の窓口負担割合が2割になります。(住民税非課税世帯の方は、変わらず1割負担です。)
- ◆ 窓口負担割合が2割となる方について、10月1日から令和7年9月30日までの3年間は、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置が適用されます(入院の医療費は対象外)。
 - ※同一の医療機関で受診された場合は、上限額以上窓口で支払わなくてよい取り扱いとなります。
 - 複数の医療機関を受診された場合は、1か月の負担増加額を3,000円までに抑えるための差額を高額療養費として払い戻します。
- ◆ 配慮措置の適用で医療費の払い戻しがある方は、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。
- ◆ 2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、9月下旬に滋賀県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します。

不審な電話・メール・訪問にご注意ください!

- ◆ 口座登録は滋賀県後期高齢者医療広域連合から郵送による登録のみです。
- ◆ 市町の職員や広域連合の職員が、電話・メール・訪問で口座情報登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることはありません。また、キャッシュカードや通帳などをお預かりすることはありません。
- ◆ 不審な電話・メール・訪問などがあつたときは、住民課保険年金担当もしくは最寄りの警察署や警察相談専用電話(☎(局番なし) #9110)または消費者生活センター等(☎(局番なし)188)へご連絡ください。

◆ 問い合わせ先

住民課 保険年金担当 ☎ 0748-52-6584

[今回の制度見直しの背景等に関するご質問等]

厚生労働省コールセンター ☎ 0120-002-719

受付日時: 9:00 ~ 18:00 (日曜日、祝日、年末年始を除く)

[医療費の自己負担割合の見直しや負担軽減(配慮措置)に関するご質問]

滋賀県後期高齢者医療広域連合コールセンター ☎ 0570-043-110 ※通話料金がかかります。

受付日時: 9:00 ~ 17:00 (土曜日、日曜日、祝日を除く) ※令和4年12月28日まで開設

みんなで支えあう

国民健康保険

「存じですか?」ジェネリック医薬品

「ジェネリック医薬品」(後発医薬品)は、先に開発された新薬(先発医薬品)の特許期間終了後に製造・販売される医薬品です。厚生労働省が、これまで効き目や安全性が実証されてきた新薬と同等の効能を認めためたもので、開発費が低く抑えられるため低価格になり、薬局などで支払う薬代の軽減につながります。

国民健康保険に加入されている方には、「ジェネリック医薬品希望シール」を配布しています。処方希望する際に医療機関などに提示して活用しましょう。

○どんな種類があるのか

ジェネリック医薬品は、高血圧や脂質異常症などさまざまな分野や症状に対応しています。内服薬だけでなく、外用薬や点眼薬などもあります。

○いつ処方するのか

薬局で調剤してもらうことができず、病院などでジェネリック医薬品を希望することを伝え処方してもらう。

か、薬剤師さんと相談のうえ、薬局でジェネリック医薬品に変えることができます。ただし、ジェネリック医薬品が発売されていない場合や、医師が「後発医薬品への変更不可」とした場合は、処方を受けられません。

○体に合うか不安なときは

急にジェネリック医薬品に切り替えるのが不安なときは、短期間からジェネリック医薬品を試すことができます。「分割調剤」が利用できます。使ってみて、体に合わないと感じたときには、もとの薬に戻すことも可能です。

○ジェネリック医薬品との差額をお知らせしています

現在服用されている新薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担が軽減できる方を対象に、軽減できる額(差額)をお知らせする「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を、年4回発行しています。お薬を選ぶ際の参考にしてください。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料の一部免除の承認を受けられた方へ
保険料の納付が必要です

国民年金保険料の免除申請をされた方のうち、全額免除に該当せず、一部免除(4分の3免除・半額免除・4分の1免除)が承認された方は、免除に該当しなかった部分の保険料を納付されないと未納期間として扱われることになり、将来支給される老齢基礎年金を受給するために必要な期間に計算されません。

また、未納期間があるとケガや病気で「万が一」のことがあっても、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。納期限から2年が経過する時効により納めることができませんので、ご注意ください。

納付書がお手元にならない方は、草津年金事務所にご確認ください。

免除区分	保険料額 (令和4年度)
3/4 免除	月額 4,150円
半額 免除	月額 8,300円
1/4 免除	月額 12,440円

※令和4年度国民年金保険料は月額16,590円です。
※月額計算は、10円未満切り上げです。

『扶養親族等申告書』は
期限までに提出しましょう

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。(障害年金や遺族年金は課税されません。)

課税対象者となる受給者の方(65歳未満の方は108万円以上、65歳以上の方は158万円以上)には、日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので、提出期限までに日本年金機構へ提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収額が決定されます。提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

◆問い合わせ先

- 【一部免除について】
草津年金事務所 国民年金課
☎077-567-2220
- 【扶養親族申告書について】
草津年金事務所 お客様相談室
☎077-567-1311
- 住民課 保険年金担当
☎0748-52-6584